

資料番号	4
------	---

令和2年7月17日

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	公安委員会	1
2	広島県警察組織体制	2
3	警察関係予算	4
4	基本方針及び運営重点	5
5	主要施策	6
	(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化	6
	(2) 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推	8
	(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進	10
	(4) 組織犯罪対策の推進	10
	(5) 交通事故抑止総合対策の推進	11
	(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進	12
	(7) サイバー空間の安全の確保	13
	(8) 県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立	14
6	めざせ！日本一安全・安心な広島県の実現「アンダー80作戦」	16
7	当面の課題	16



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和29年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的管理と政治的中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第38条第3項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第38条第2項の規定に基づき、5名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、県知事が県議会の同意を得て任命することとなっている。

ただし、委員のうち2名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命することとなっている。

任期は3年で、2回に限り再任されることができる。

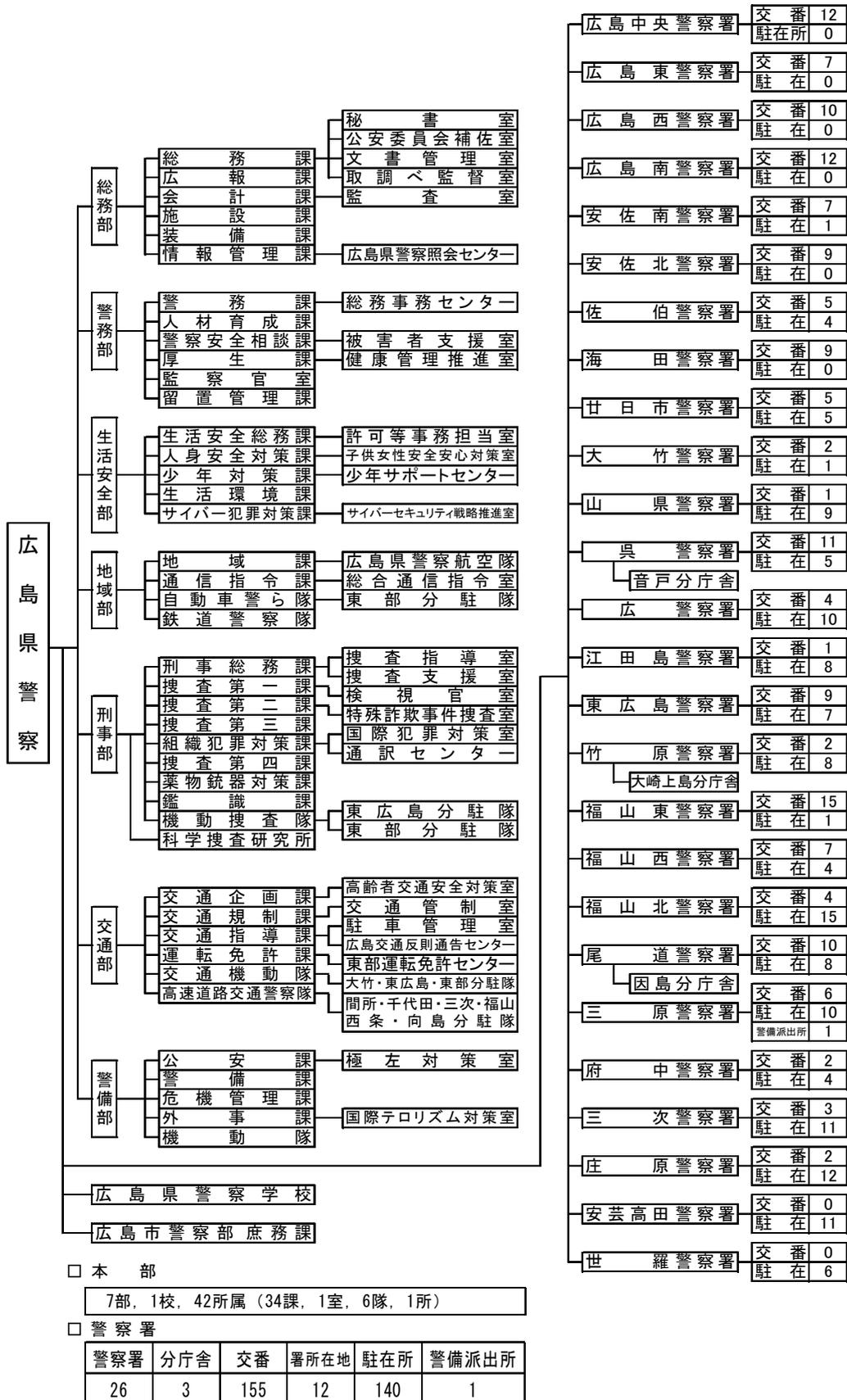
【広島県公安委員会】

職名	氏名	就任年月	職業	備考
委員長	明海国賢	平成29年1月	医師	広島市推薦2期目
委員	小西秀宣	平成26年7月	弁護士	3期目
	北川祐治	平成27年7月	会社会長兼社長	2期目
	田中秀和	平成28年6月	会社会長	3期目
	西野泰代	平成30年5月	大学教授	広島市推薦1期目

2 広島県警察組織体制

(1) 組織（令和2年4月1日現在）

広島県警察組織図



(2) 体制（令和2年4月1日現在）

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

区分	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
本部	90	164	517	475	353	1599	351	1950
警察署	63	170	1000	1094	1263	3590	169	3759
計	153	334	1517	1569	1616	5189	520	5709

イ 警察職員の条例定員の推移

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
区分	定員合計	5625	5635	5643	5643	5666	5689	5709	5709	5709	5709
警察官	増員数	24	10	8	0	23	23	20	0	0	0
	定員	5105	5115	5123	5123	5146	5169	5189	5189	5189	5189
警察官以外の職員	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520

(3) 令和2年組織体制整備

ア 高齢運転者の運転免許更新業務体制の強化

高齢運転者に対する認知機能検査を公安委員会直営で実施し、運転免許更新を適正に行うため、交通部運転免許課の東部運転免許センター東部免許係及び同課講習係の体制を強化した。

イ 人身安全関連事案対策の強化

増加傾向にあるDV・ストーカー等の人身安全関連事案に対し、迅速かつ的確に対処するため、生活安全部人身安全対策課人身安全関連事案対処係の体制を強化した。

ウ 児童虐待防止体制の充実・こども家庭センターとの連携強化

広島県西部に引続き、東部こども家庭センターにも生活安全部少年対策課の警察官を併任させ、児童虐待に関するあらゆる事案に的確に対処するため、相互連携を図り体制を強化した。

エ サイバー犯罪対策課の体制強化

(ア) 共助係の新設

広域化・複雑化するサイバー犯罪に対し、よりの確かつ実効性のある対応を行うため、生活安全部サイバー犯罪対策課に警察庁や他県警察との捜査共助、突発事案に対する初動措置の対処等を行う共助係を新設した。

(イ) 解析係の体制強化

犯罪捜査に係るパソコン・スマートフォン等の電子機器解析の業務量増加に対処し、県警察全体の対応力を向上させるため、生活安全部サイバー犯罪対策課解析係の体制を強化した。

オ 留置管理業務の合理化

(ア) 広島市域の警察署における委託留置の効率化及び集中運用の合理化を図るため、広島東警察署留置施設を警察本部の警務部留置管理課に移管し、広島東留置施設として体制を整備した。

(イ) 三次警察署留置施設を北部地域警察署における集中留置施設とし、同署警務課に北部集中護送係を新設して体制を整備した。

3 警察関係予算

(1) 令和2年度当初予算

(千円)

区 分	令和元年度(A)		令和2年度(B)		比 較(B)-(A)	
		構成比		構成比		%
警 察 費	63,374,851	100.0	63,355,939	100.0	△ 18,912	△ 0.0
人 件 費	52,597,281	83.0	53,228,920	84.0	631,639	1.2
物 件 費	10,777,570	17.0	10,127,019	16.0	△ 650,551	△ 6.0

(2) 主要事業

(千円)

主 要 事 業 の 内 容	金 額
(1) 広島南警察署整備事業 ○ 新広島南警察署設計、宿舍等解体工事 ○ 仮庁舎リース ~ 警察活動の効率化、警察機能強化、来庁者の利便性向上等のため、 広島南警察署の移設整備に向けた設計等を実施	(債務117,783) 152,560
(2) 交番・駐在所整備事業 ○ 建設(事業2年目):2施設 広署・川尻駐在所、広島南署・宇品御幸交番 ○ 設計・現施設解体(事業2年目):1施設 広島中央署・本通交番 ○ 設計(事業1年目):3施設 福山東署・引野交番、府中署・上下交番、江田島署・大柿交番	(債務114,711) 134,786
(3) 交通安全施設整備費 ○ 信号制御機の更新、道路標識・標示の整備・更新等 ~ 安全かつ快適な交通環境を確保し、交通の円滑化及び交通事故防止の ため、信号機等の交通安全施設を整備	2,331,554
(4) 災害警備システム(GIS)構築事業 ○ 災害発生時に、被害情報等を集約、共有するシステムの構築 ○ 各種情報を電子地図上に集約するための基盤システム(GIS)の整備	179,994
	(債務232,494) <u>計 2,798,894</u>

令和2年 広島県警察

基本方針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

運営重点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 組織犯罪対策の推進
- 交通事故抑止総合対策の推進
- 災害，テロ等緊急事態対策の推進
- サイバー空間の安全の確保
- 県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

ア 総合的な犯罪抑止対策の推進

(ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移

- 平成15年1月1日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行

↓

- 第1期 (H15～H17) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン

↓

- 第2期 (H18～H22) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン

↓

- 第3期 (H23～H27) 「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン

↓

- 第4期 (H28～R02) 「めざそう！安全・安心・日本一」
ひろしまアクション・プラン

a アクション・プランの推進指標

(a) 刑法犯認知件数 17,000件以下 (令和元年：14,160件)

(b) 治安良好と感じる人の割合 90%以上 (平成29年：85.3%)

b アクション・プランの取組指標

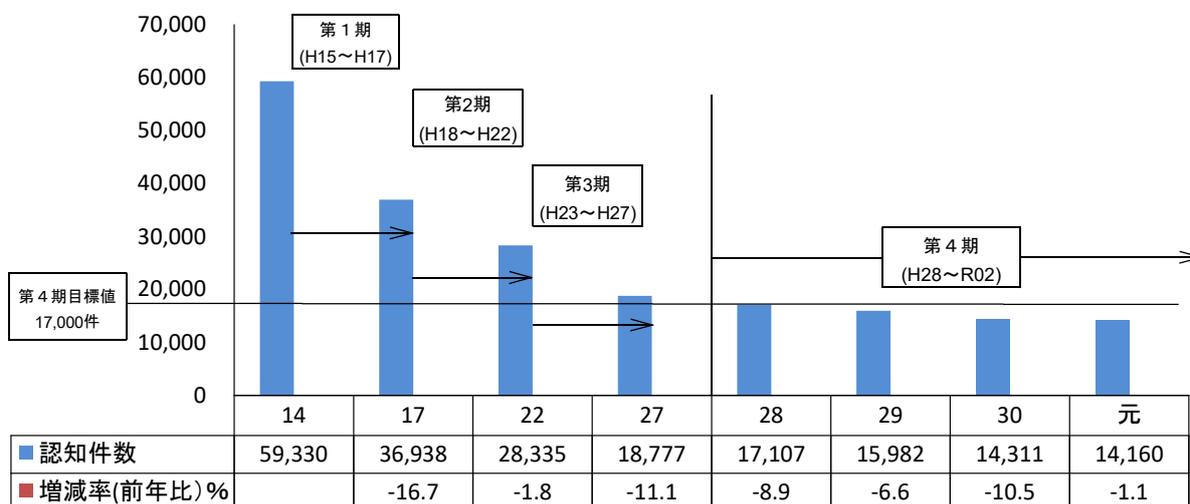
(a) 身近な犯罪 (14罪種) 認知件数 8,500件以下 (令和元年：7,047件)

注：身近な犯罪～乗り物盗，街頭犯罪，侵入強・窃盗，性犯罪等

(b) 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 7,000件以下 (令和元年：5,755件)

(c) 特殊詐欺の年間被害総額 5億円以下 (令和元年：約3億2,180万円)

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 身近な犯罪被害の抑止

- a 県警ホームページやマスコミ等，多様な広報媒体の活用によるタイムリーな情報発信を推進する。
- b 市町，事業者並びに町内会等に対する働きかけや防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの普及啓発による防犯カメラの設置を促進する。
- c 防犯建物部品やJIS規格の自転車錠等，防犯性能の高い住宅・製品等の普及を図る。
- d 住民が不安に感じる犯罪の早期抑制による安心感の醸成を図る。

(ウ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進

- a 市町、関係機関・団体、事業者等と連携を強化し、高齢者を犯罪等から守る取組を推進する。
- b 高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定し、実態把握活動及び広報啓発活動を実施し、高齢者の保護及び社会参加を促進する。

(エ) 特殊詐欺の抑止の推進

県民の防犯意識を高めるための効果的な広報啓発活動を推進するとともに、金融機関、コンビニ等と連携し、被害の水際阻止に向けた取組の強化を図る。

イ 検挙力の強化

(ア) 新たな刑事司法制度への適切な対応（取調べの録音・録画）

a 制度の適正運用

取調べの録音・録画制度に係る指導・教養を充実し、制度の適正運用の徹底化を図る。

b 取調べ技能の向上

制度の下でも的確な立証を行っていくため、実践的な指導・教養を計画的に実施し、捜査員の取調べ技能の向上を図る。

c 組織的な取調べの管理

取調べを取調べ官任せにすることなく、捜査主任官等の下で供述内容を検討し、組織的な取調べの管理を徹底する。

(イ) 悪質重要犯罪の徹底検挙

a 重要犯罪の検挙

(a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙

重要事件発生時には、初期段階から最大限の捜査員を投入して、迅速かつ的確な初動捜査活動を実施し、被疑者・目撃者等を確保するとともに、客観的証拠資料をより多く収集して犯罪の立証に備え、事件の早期検挙を図る。

(b) 未解決重要事件捜査の推進

未解決重要事件については、捜査体制を継続・維持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、効果的な広報による情報提供、他事件の検挙被疑者に対する追及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。

b 重要知能犯罪の検挙

継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済をめぐる不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。

c 重要窃盗犯罪の検挙

凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗犯罪を徹底検挙する。

(ウ) 特殊詐欺の検挙の推進

刑事部捜査第二課特殊詐欺事件捜査室を中心に、犯行拠点の摘発や詐取金送付先の捜索、だまされたふり作戦等による詐取金受取役被疑者の現場検挙、犯行に利用された預貯金口座など犯行ツールの遮断・無力化措置等の活動を強力に推進する。

(エ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型鑑定やポリグラフ鑑定を始め、各種鑑定を捜査へ積極的に活用する。

(2) 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア 子供・女性を守る取組

(ア) ストーカー被害・配偶者暴力被害に対する支援

ストーカー被害等の相談等件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組等を推進する。

(イ) 児童虐待への対応における取組の強化

a 児童虐待事案の取扱状況

警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和元年中の通告児童数は、2,045人で、前年から288人（16.4%）増加している。

特に心理的虐待のうち、いわゆる面前DVによる通告が1,170人で、通告児童数全体の57.2%を占めている。

【児童虐待事案の取扱状況】

(人/件)

区分 \ 年次	27	28	29	30	元
通告児童数	1,290	1,491	1,539	1,757	2,045
保護児童数	72	104	81	134	114
検挙件数	25	21	30	36	59

b 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について、関係部門が連携して児童の安全を直接確認するとともに、安全確保を最優先とした対応を徹底する。

c 児童相談所等の関係機関との連携強化

児童相談所に派遣する現職警察官を1名増員（合計2名）し、更なる連携強化を推進する。

また、児童虐待事案の確実な児童通告や事前照会の実施、定期的な情報共有、要保護児童対策地域協議会での情報交換など、関係機関と緊密な連携を図り、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を徹底する。

(ウ) 子供・女性の犯罪被害防止対策の推進

性犯罪等及び声かけ・つきまとい等の前兆事案に対応し、集約した情報をもとに対象事案を選定して行為者を特定し、事案に応じ検挙又は指導・警告（先制・予防的活動）を行い、未然防止及び再発防止対策を推進する。

また、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（平成30年6月22日）において決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について、行政等の様々な主体と協働・連携して、各種施策を推進する。

(エ) 子供の性被害に係る対策の推進

a 悪質性の高い福祉犯の取締り等の強化

児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。

また、インターネット利用の福祉犯から児童を保護するため、SNSへの不適切な書き込みに対し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、要保護性の高い書き込みに対しては、補導等の措置を講じる。

b 保護者及び児童に対する啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を重点的に実施する。

また、通信事業者と連携したインターネット関連の犯罪防止教室等を推進する。

イ 少年非行防止対策の推進

(ア) 少年非行の情勢

全国的に、非行少年の検挙・補導人員は減少傾向で、本県においても、平成のピークであった平成10年（6,471人）以降減少傾向にあり、令和元年中の非行少年の検挙・補導人員は、901人で、前年から155人（14.7%）減少している（非行少年総数は、記録が残る昭和24年以降最少）。

また、学職別では、小・中学生が430人で、前年から165人（27.7%）減少しているものの、全体の47.7%を占めている。

【非行少年の検挙・補導状況（学職別）】 (人)

区分 \ 年次	27	28	29	30	元
非行少年	1,569	1,533	1,319	1,056	901
うち 小学生	195	303	240	219	183
うち 中学生 (14歳未満)	602 (246)	583 (315)	508 (243)	376 (195)	247 (124)
うち 高校生	427	338	277	255	244

(イ) 非行少年を生まない社会づくりの推進

a 立ち直り支援活動の推進

少年の非行防止、立ち直り支援の活動拠点である少年サポートセンターひろしま、ふくやまを積極的に活用し、居場所づくり等各種立ち直り支援活動を推進する。

b 街頭補導活動の強化

少年の非行を兆しの段階で抑止するため、不良行為少年に対する補導活動を積極的に実施し、少年非行の防止を図る。

c 小学生等の規範意識向上を図る取組の推進

小・中学生を重点として、学校と連携し、犯罪防止教室を実施するとともに、少年警察ボランティアによる校門指導や学校行事への参加等の学校担当制による活動の推進を図る。

d 学校等関係機関と連携した対策の推進

学校警察連絡協議会や相互連絡制度、スクールサポーターの積極的活用等により、学校等の関係機関との連携を図り、効果的な学校対策を推進する。

e 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、的確な情報分析に基づく検挙・補導、立ち直り支援活動等を推進する。

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 巡回連絡をはじめとした管内実態把握活動の推進

担当区域の巡回等により、地域住民の困りごと、意見、要望等を聴取するほか、生活環境に影響を及ぼす空き家等の把握に努めるとともに、特殊詐欺や交通事故等、地域住民に身近な犯罪・事故の予防に関する指導や広報啓発活動を推進する。

また、交番・駐在所連絡協議会の適宜開催により、地域の要望等を的確に把握し警察活動に反映させ、地域の安全・安心の確保に努める。

イ 職務質問による犯罪の予防と検挙

管内の犯罪多発地域・時間帯などの分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進する中で、不審者等に対する先制的な職務質問を通じて、県民の体感治安に悪影響を及ぼす犯罪の予防及び検挙活動を推進する。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

地域警察デジタル無線システム及び通信指令システムを効果的に活用するとともに重要事件等の発生時においては警察職員及び警察装備の一元的な運用を図るなど、迅速かつ的確な初動警察活動を推進する。

(4) 組織犯罪対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りに努める。

(イ) 保護対策の徹底

関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。

(ウ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援

関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進し、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援に努める。

(エ) 暴力団情報の収集・分析

暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析に努める。

(オ) 準暴力団の実態解明と取締り

悪質化、巧妙化する準暴力団による犯罪を阻止するため、実態解明と取締りを強化する。

(カ) 指定暴力団の指定と暴力団対策法の適用

指定暴力団の指定を適正に実施し、暴力的要求行為を行う指定暴力団に対し、中止命令等を積極的に適用する。

イ 薬物銃器対策の推進

(ア) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発

(イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進

(ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有

ウ 国際組織犯罪対策の推進

(ア) 国際犯罪組織や、違法ヤードに対する情報収集等により実態解明を推進し、各種犯罪を助長する犯罪インフラの戦略的取締り、部門横断的な捜査連携を強化する。

(イ) 国際犯罪組織構成員等を徹底検挙し、国際犯罪組織の日本への浸透を阻止する。

(5) 交通事故抑止総合対策の推進

ア 交通事故の発生状況

区分		年次	27	28	29	30	元
発生件数			11,152件	9,763件	8,884件	7,582件	6,257件
死者数			95人	86人	91人	92人	75人
負傷者数			13,865人	12,289人	11,077人	9,277人	7,643人
高齢 運転者	件数		2,295件	1,982件	1,838件	1,750件	1,389件
	死者数		25人	20人	23人	35人	20人
高齢死者数			46人	47人	49人	54人	46人
歩行中死者数			35人	34人	37人	37人	35人
自転車	件数		1,966件	1,686件	1,628件	1,351件	1,227件
	死者数		3人	9人	8人	7人	6人
飲酒	件数		103件	117件	92件	76件	80件
	死者数		7人	9人	6人	4人	7人

注：「高齢運転者の件数」は、原付以上の高齢運転者が第1当事者となった件数、「死者数」は当該事故における死者数。

注：「高齢死者数」は、高齢者本人の死者数。

注：「自転車の件数」は、自転車が第1又は第2当事者となった件数、「死者数」は自転車乗用中の死者数。

注：「飲酒の件数」は、第1当事者（車両等）に飲酒が認められた件数、「死者数」は当該事故における死者数。

イ 第10次広島県交通安全計画における目標

令和2年までに、

(ア) 交通事故死者数 年間 75人以下（うち高齢死者数35人以下）

(イ) 交通事故発生件数 年間 8,000件以下

とすることを目標としている。

ウ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

交通事故分析結果や交通実態等を踏まえ、各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するほか、高齢者講習等の円滑な受講のための諸対策を推進する。

b 歩行者保護対策

部内に歩行者被害交通事故防止総合対策委員会等を設置し、「みんなで歩行者事故ゼロプロジェクト」をキャッチフレーズに、県民への広報、運転者・歩行者双方への注意喚起、関係機関・団体と連携した取組を実施する等、総合的な対策を戦略的に推進する。

(イ) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態等を分析し、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報を行う。

(ウ) 安全で快適な交通環境整備の推進

老朽化が進んでいる交通安全施設を適切に維持管理するため、必要性の低下した交通安全施設の撤去等を始めとした各種施策について十分検討を行うとともに、道路交通の安全と円滑を確保するため、交通実態の変化等に即した交通規制の見直しを推進する。

(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(ア) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

平成30年7月豪雨災害に伴う災害警備活動の課題も踏まえ、危機管理体制の点検及び構築の持続的推進を図る。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、管内の実態に即した被害想定に基づく実戦的な図上訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

東京オリンピック・パラリンピック等を控える中、次の諸対策を推進しテロの未然防止を図る。

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火（花火）販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また、テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館、インターネットカフェ、レンタカー事業者との連携を強化し、テロ等違法行為の未然防止に努める。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港を始めとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保安施設の改善等を行うとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等、対処能力の強化に向けた取組を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア サイバー空間の脅威への対応の強化

(ア) 高度な情報通信技術を悪用したサイバー犯罪に係る捜査の推進

高度な情報通信技術を悪用したサイバー犯罪について、端緒の的確な把握及び積極的な捜査を推進する。

(イ) 違法・有害情報対策の推進

a インターネット・ホットラインセンター（IHC）等からの違法情報に対する取締り及び違法情報投稿を放置している悪質なサイト管理者に対する捜査を推進する。

b サイバーパトロール等による違法・有害情報の積極的な把握とサイト管理者等に対する削除依頼等排除対策を推進する。

(ウ) 国際捜査の推進

外国のIPアドレスの契約情報や通信履歴等が捜査上必要となる事案について、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

(エ) 共同対処訓練の実施

重要インフラ事業者等との連携を強化し、サイバー攻撃の発生を想定した実践的な共同対処訓練や、情報共有等を実施するとともに、サイバー攻撃等発生時の緊急対処、サイバー攻撃等に対する捜査及び実態解明を推進する。

イ 警察における組織基盤の更なる強化

(ア) 捜査員の育成の推進

サイバー犯罪の積極的な事件化及び各種教養等により、サイバー犯罪に的確に対処し得る人材の育成を図る。

(イ) 警察全体の対処能力の底上げ

全警察官のサイバー犯罪等対処能力検定初級の取得及び全捜査員の同検定中級の取得を促進する。

(ウ) 情報技術の解析に係る教養の推進

情報技術の解析に必要な知識や手続について、各種教養等を実施することで、電磁的記録の適正な取扱いに向けた取組を推進する。

ウ 産学官連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

a 関係機関、民間事業者等との良好な関係構築により、事案発生時の捜査協力体制の確保及び犯罪の発生・被害の防止対策を推進する。

b 海外の偽サイト等に関し、警察庁を介してウイルス対策ソフト提供事業者等に情報提供し、これらのサイトを閲覧しようとするインターネット利用者のコンピュータ画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会（HISEC）やサイバー防犯ボランティア及びサイバーテロ対策協議会等と連携し、官民一体となった広報啓発活動により、民間の自主的な被害防止活動を促進する。

(8) 県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

ア 優秀な人材の確保

少子化に伴う就職適齢人口の減少，民間企業の採用活動の好調維持等を背景に厳しい採用情勢が継続する中，優秀な人材の確保に向けて，参加・体験型等の就職説明会の開催や受験者層のニーズに応じた広報ツール等の活用によって，警察業務の魅力を効果的に発信し，若者世代を惹き付ける採用募集活動を組織を挙げて強力に推進する。

イ 職務執行力強化に向けた若手の育成と術科訓練の充実

(ア) 若手の育成

a 若手職員の早期戦力化

平成27年3月に若手育成方策を検討するプロジェクトチームを立ち上げて全庁的な取組を進めた結果，県警察全体に若手育成の意識が浸透し，若手育成施策を部門横断的に推進する体制が構築されたことから，令和元年末，時限的であったプロジェクトチームの設置を一旦解消したが，依然として若手育成は県警察の重要な課題であることから，これまでの取組を継承し，引き続き，若手職員の積極性及び主体性を涵養する教養手法や，各警察署における事件・事故に強い警察官を育成することを目的としたロールプレイング形式の現場対応訓練等による体系的かつ段階的な教養を継続して実施する。

b 職務倫理意識の確立

所属長による経験談に加えて，部外有識者による講演を実施するとともに，感謝事例を活用するなどして，一人一人が誇り高き使命感を保持し，高い規律と士気を有する警察組織の確立につながる心に響く職務倫理教養を強力に推進する。

c 若手職員を指導する技能の向上

若手の早期育成・戦力化を図るためには，若手を指導する立場にある者の指導能力の向上が欠かせないため，コーチングリーダー養成研修を始めとした研修の効果的な活用，経験豊富な指導者を交えた小集団形式の討議会の開催，現場対応訓練の指導員役を担当させるなど，若手職員の指導に直接携わる指導者の指導能力を向上させるとともに，ベテラン職員による業務を通じた実戦的訓練，伝承教養等を実施することにより，若手職員の早期育成・戦力化を推進する。

(イ) 術科訓練の充実

a 計画的かつ効果的な術科訓練の実施

いかなる事案に遭遇しても怯むことなく被疑者を早期に制圧逮捕し得る実力を養成するとともに，受傷事故の絶無を図るため，各所属ごとに訓練推進責任者等を指定の上，「術科の日」を設定するなど，所属職員の任務，年齢，体力及び技能に応じた訓練を推進する。

b 適正かつ効果的な拳銃使用につながる訓練の推進

拳銃の取扱いを習熟させて，安全的確に操作し，適正かつ効果的に使用することができる技能を体得するため，年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め，実効のある実射訓練や映像シミュレーターを活用した使用判断訓練を実施する。

c 積極的な車両運転技能向上方策の推進

職員一人一人の安全運転意識及び運転技能を向上させるため，職員に対する個別具体的な指導を強化するとともに，各所属の運転技能確認員等の指導能力を有

する者を積極的に活用し、運転特性に応じた教養及び運転訓練を行うなど、交通事故防止対策を推進する。

ウ 業務の合理化等を通じた働き方改革の推進

(ア) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働き方改革の推進

ワークライフバランスの実現に向けて、幹部がリーダーシップを発揮し、全職員の意識改革に向けた取組を推進する。

さらに、業務の合理化を進めるとともに、年次有給休暇等の取得促進や長時間勤務の抑制等を図り、育児や介護等の事情により勤務時間や勤務形態に制約のある職員を含む全ての職員が、仕事と生活の両立を達成できる勤務環境づくりを積極的に推進する。

(イ) 女性の活躍に向けた取組の推進

女性職員の能力・実績に応じた積極的な登用を図るとともに、研修会等を開催してキャリアアップ意欲を醸成し、女性職員の意識向上を図る。

また、女性職員の意見・要望を汲み上げ、働きやすい職場環境を整備する。

(ウ) 業務の合理化・効率化

形骸化している業務を見直し、各種手続の簡素化やシステムの改修等、業務の合理化のための取組を推進する。

合理化の推進に当たっては、警察署業務改善検討会議等により、現場の声を吸い上げ、実情を踏まえたものとなるよう努める。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の耐震化を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 犯罪被害者支援の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づいて各種施策を推進する。

6 めざせ！日本一安全・安心な広島県の実現「アンダー80作戦」

平成27年から2年間にわたり取り組んできた、
「めざせ！日本一安全・安心な広島県の実現
『アンダー100作戦』」
については、各種取組を推進した結果、概ね所期の目標を
達成した。

平成29年から更なる高い抑止目標を設定し、
「めざせ！日本一安全・安心な広島県の実現
『アンダー80作戦』～2020年へ向けて～」
に取り組んでいる。



その概要は、

- 令和2年（平成32年）までに特殊詐欺被害総額を年間5億円以下にする
「なくそう特殊詐欺被害・アンダー^{ファイブ}5作戦」
 - 令和2年（平成32年）までに交通事故死者数を年間75人以下にする
「なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦」
- という2つの抑止目標を総称したもので、目標達成に向け各種取組を推進している。

7 新型コロナウイルス感染症に対する諸対策の推進

- 警察活動における感染症防止対策の実施
- 便乗犯罪の早期検挙と抑止活動の実施
- 感染防止を目的とした施設整備の推進

8 当面の課題

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた警備活動及び国際テロ対策
- 平成30年7月豪雨災害に伴う災害警備活動の課題も踏まえた危機管理体制の点検及び構築の推進
- 広島南警察署等の警察施設整備の推進